平成２６年（フ）第２０４号
茨城県水戸市新原１丁目21番32―203号　T'S－５
債務者　永長二三夫
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１０２号
茨城県つくば市花畑３丁目７番地16　サンライフ臼井Ａ棟101号
債務者　町田　　浩
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第１３６号
茨城県坂東市生子新田786番地１
債務者　根本　一二
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１３７号
茨城県坂東市生子新田786番地１
債務者　根本美代子
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１４２号
茨城県筑西市玉戸1523番地141　サンヴィレッジ玉戸102
債務者　関口　慎哉
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１４３号
茨城県古河市東牛谷462番地３
債務者　舘野　文雄
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１４４号
茨城県筑西市小川479番98号　レオパレス下館西104号、住民票上の住所熊本県合志市野々島4414番地203
債務者　坂本　正実
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１４５号
茨城県常総市水海道森下町4483番地
債務者　飯塚　昌弘
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１４７号
茨城県古河市尾崎1365番地１
債務者　伊藤　和良
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１４８号
茨城県古河市原町９番33号
債務者　小池　朋彦
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１５１号
茨城県下妻市今泉1281番地１
債務者　藤田　美雪
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１５２号
茨城県古河市三和82番地
債務者　爲我井よし子
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１５８号
新潟市中央区長嶺町２番15号　シャロウム・ハウスＢ棟201号
債務者　山口　　務
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９５９号
名古屋市守山区西城２丁目３番23号　ユーハウス第２守山１－Ａ号
債務者　堀川　志穂
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７２号
兵庫県伊丹市山田３丁目７番21号　富士ハイツⅢ202号
債務者　濱上由美子
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２６４号
兵庫県姫路市書写1746番地６
債務者　宗利　裕康
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２６５号
兵庫県姫路市書写1746番地６
債務者　宗利　充啓
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部